

**平成29年度第1回**  
**杉並区いじめ問題対策委員会会議録**  
平成29年8月1日（火）

**杉並区教育委員会**

## いじめ問題対策委員会会議録

**日 時** 平成29年8月1日（火）午前10時00分～午前11時42分

**場 所** 教育委員会室

**出席委員会** 長大竹 智 委 員 吉岡 睦子  
委 員 東出 香 委 員 石川 悦子  
委 員 牧野 晶 哲

**事務局職員** 教 育 長 井出 隆安 事務局次長 徳嵩 淳一  
教育企画担当部長 白石 高士 庶務課長 都筑 公嗣  
済美教育センター 平崎 一美 済美教育センター  
所 長 統括指導主事 大島 晃  
特別支援教育課長 阿部 吉成 庶務係長 井上 廣行  
法規担当係長 岩田 晃司 済美教育センター  
指 導 主 事 松田 亮一

**傍聴者数** 6名

## 会議の議題

- ・ 会長の選出
- ・ 委員会の運営について
- ・ これまでの杉並区におけるいじめの防止等の取組について
- ・ 杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルの改定について

## 目次

会長の選出	9
委員会の運営について	11
これまでの杉並区におけるいじめの防止等の取組について	12
杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルの改定について	19

**事務局次長** 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、第1回杉並区いじめ問題対策委員会を開会させていただきます。

私は事務局次長の徳嵩と申します。本日、会長選出までの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず初めに井出隆安教育長から、皆様にご挨拶を申し上げます。

**教育長** 改めましておはようございます。本日はお忙しいところ、おいでをいただきまして、ありがとうございます。また、いじめ問題対策委員会の委員をお引き受けいただきましたことを改めて感謝申し上げます。

ここで改めてお話をするのもどうかと思いますが、ご承知のように、子どものいじめ問題は解決をしないまま、多くの事例がいまだに発生しております。いじめが絶対になくなるということはかなり難しいことではありますが、大事なことは起きてもそれを早目に解決し、大きな人格的な被害であるとか、あるいは身体的な被害であるとか、そういった子どもの人生に大きなダメージを残すようなことは絶対にないように、小さな段階で解決をしていくことです。そしてそのことが次の力になって、豊かな人生を送っていくことができるような解決の仕方をしていかななくてはならないと考えています。

国が平成25年9月にいじめ防止対策推進法を施行したことを受けまして、私たち教育委員会も同法に基づくいじめ防止対策の基本方針を策定して、この問題に対応してまいりました。先般ご案内した資料の中にも、同封をさせていただきましたけれども、平成27年度に区内の小学校で同法が指摘するところの重大事態に相当するいじめが発生いたしました。

これは、児童の命にかかわる事件ではございませんでしたけれども、少なくともそのいじめの対象になった子どもにとっては、自分の生き方やあるいはこれから先のことも深く考えざるを得ない、またそれを取り巻く周りもそのことをきちっと認識をして、絶対してはいけない、二度とそういうことがあってはいけないということを改めて肝に銘じる必要があるような内容であったと考えております。

この事案に対して、私たち教育委員会は当事者として、この問題から逃げずに、その責任を果たす必要がある。たとえ内部の調査機関であっても、中立性、公平性を担保し、それを受けとめる第三者の方からも評

価をしていただけるような調査をする必要があると考えました。

ですから、私たちは膨大な時間と大変な精力をつぎ込んで、その責任を果たそうと努めてまいりました。結果としてはその調査報告書を被害に遭った児童の保護者の方に受け取っていただいております。

その後、議会等に報告をした段階で、内容についての議論はともかく、今後、こういったことについては、より一層の公平性、中立性を担保するために、第三者による委員会を設置することが必要なのではないか、それは教育委員会がこの間やってきたことを否定するという意味ではなくて、これまで以上に公平性、中立性を担保し、多くの納得を得ることができるような仕組みをつくっていく必要がある、そういった指摘も受けました。私もそのとおりでと思います。

私たちが取り組んできたことに対する思いと自負はございますが、今後は本年3月に国が公表したいじめ防止等のための基本的な方針の改定及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン、この2つを踏まえて、しかるべき対応ができる第三者機関を設置して対応していきたい、そのように考え、本対策委員会を設置いたしました。

区長部局の附属機関には杉並区青少年問題協議会がございますので、これと本対策委員会が連携協働することを通して、本区としてより実効的ないじめの対応を行っていきたいと考えているところでございます。

どうか趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

**事務局次長** それでは、次第の2番目になります。委員の委嘱でございますけれども、時間の関係もございますので、委員の皆様の席上に委嘱状をご配布させていただくことをもって、委嘱にかえさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

次に、本日は1回目の委員会となりますので、ご出席の委員の皆様全員に自己紹介をお願いしたいと存じます。

資料といたしまして、資料1になりますけれども、委員名簿を席上配布しておりますので、その名簿順に従いまして、まず吉岡委員から自己紹介をお願いできますでしょうか。

**吉岡委員** おはようございます。弁護士の吉岡と申します。私は普段、離婚とか相続とか、家族にかかわる紛争を多く扱っております。学校に関

しましては、スクール・ハラスメント、いわゆるセクシュアル・ハラスメントとかパワー・ハラスメントといったケースにおいて、学校からの依頼、これは私立学校が今まで多かったのですけれども、依頼に基づいて第三者委員会の委員をかなり多くやらせていただいております。

ですから、本質的なところは事実調査ということで、同じ側面がたくさんあると思いますので、この経験を生かしてお役に立てたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**事務局次長** それでは東出委員、お願い申し上げます。

**東出委員** おはようございます。医師の東出と申します。私は精神科の医師でして、臨床の現場でいろいろな精神科の疾患のある方にかかわってまいりました。

今は東京都のセンターの方で、地域支援課というところで、アウトリーチの仕事をしております。主にご自分からの受診が難しいような方のところに引きこもっていらっしゃる方ですとか、おうちに伺う仕事をしております。

ほかには学生時代、いじめから不登校になられて何十年と経たれて、中年のご年齢になっていらっしゃるって、社会が怖くて出られなくなっていらっしゃる方などもいらっしゃるしまして、小中学生時代の心の傷というのを強く感じております。

私の分野の方でお力になればと思いますので、よろしく願いいたします。

**事務局次長** それでは石川委員、お願い申し上げます。

**石川委員** おはようございます。石川悦子と申します。よろしく願いいたします。私は臨床心理士です。ですので、心理という立場で委員をさせていただきます。

大学の方では教鞭をとっておりますけれども、東京臨床心理士会の副会長として、学校臨床の代表をしております。スクールカウンセリングをずっと長くやって、東京都で働くスクールカウンセラーの相互研さんというようなことで研究会をつくって活動しております。

いじめの問題にはいろいろな意味で、いろいろかかわらせていただくことが多うございまして、最近は東京都の教育委員会いじめ総合対策、あるいは東京都教職員研修センターのいじめ問題に関する研究などの委員を務めてまいりましたけれども、なかなか難しく、本当に対策、未然

防止、早期発見をとっても、やっぱりいろいろなことが起きるとというのが現実だと思います。

しかし、起きたときに、どのようにその学校、保護者、子どもたちが同じ方向を向いて団結できるかということが、すごくその後違ってくると思いますので、いよいよ調査部会、第三者委員会になると、今1件かわらせていただいているのですが、非常に難しゅうございますので、なるべくそうならないように、日ごろのその未然防止、早期対策のところを充実させるためにというような思いもございまして、この委員を引き受けさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

**事務局次長** 続きまして牧野委員、お願い申し上げます。

**牧野委員** 白梅学園大学の牧野と申します。よろしく願いいたします。

私は、済美教育センターに配置されておりますスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーなどを務めさせていただいたり、あとは杉並区内で子どもの居場所もやらせていただきながら、子どもであったりとか、あとは様々ないじめの問題などにもかかわらせていただいております。

第三者委員まで上がってくる前のところでも、いろいろな専門職の方であったり、学校であったり、先生方も含めて、ご対応していただいているなという実践などもお聞かせいただいているのですけれども、それでもやっぱりどうしてもこじれが出てしまったり、なかなか解決が難しいな、なんていうふうに思ったり、そういうこともあるかなと思っています。

第三者委員をこのように務めさせていただく中で、やっぱりまずは被害を受けた子どもであったり、保護者であったりご家庭が二次被害などに遭わないように配慮しつつ、あとは事実関係の究明。これが実際にいじめの問題だけではなくて、学校の対応であったり、どのような対処をしてきたのだろうか。こんなことも検証しつつ、再発防止などに努めていける、そして学校などに提案をしていく貴重な役割なのかなと思っています。できる限り精一杯頑張っていきたいなと思っています。よろしく願いいたします。

**事務局次長** 続きまして、大竹委員、お願い申し上げます。

**大竹委員** おはようございます。立正大学の大竹でございます。専門するところは児童家庭福祉という分野を専門とし、その中でもこれまでのと



ころでは、要保護児童といわれる乳児院、児童養護施設、そして虐待問題等にかかわらせていただいているというような活動をしてきました。

現在はNPO法人も立ち上げ、副理事としてこれは世田谷の事業の中でのネグレクト家庭に、私たちは大学生をトレーニングして、家庭に派遣するというような形で、要支援家庭への支援というようなそういう実践を行ってきております。

先ほど言いましたように、現在は東京都の児福審のメンバーではあるのですが、その中では、虐待死亡例の検証部会の方なので、いじめとは直接的な関係はないのですけれども、そういったところの視点というものがああります。

現在、杉並区の青少年問題協議会というところにも所属させていただき、先日も会議がございまして、この杉並という地域は、まさに地域の方々が本当に意識も高く、このパワーを何とか子どもの福祉に役立てればなという思いをしております。

最後のところですが、今、このいじめの問題で近いところの活動としては、埼玉県では子どもの権利擁護委員会、これが県の条例としてつくられておりまして、その中では調査専門員ということをやっております。あと、足利市が地元なものですから、足利市では、公立保育所の第三者委員というようなことで、公立保育所で起きた問題について、訴えについて、第三者委員としてかかわるといような活動をしております。

こういう背景の中で、今回のこの委員をお引き受けしたという次第です。どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局次長** 委員の皆様、ありがとうございます。

続きまして、資料2になりますけれども、初回ということもあり、資料2に基づきまして、事務局職員の紹介を申し上げたいと思います。

まず、一番目にありますのは、私、事務局次長の徳嵩でございます。改めましてよろしくお願ひ申し上げます。二番目になります、教育委員会事務局教育企画担当部長、教育人事企画課長事務取扱の白石でございます。続きまして、教育委員会事務局庶務課長の都筑でございます。済美教育センター所長の平崎でございます。同センター統括指導主事の大島でございます。続きまして、教育委員会事務局特別支援教育課長の阿部でございます。同じく、事務局の庶務課庶務係長の井上でございます。同じく、庶務課の法規担当係長の岩田でございます。最後になりますが、

済美教育センター指導主事の松田でございます。このメンバーで、事務局機能を十分果たしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第の3番になりますが、会長の選出を行いたいと思えます。

皆様のお手元の資料、下から3つ目になりますけれども、参考資料の1ということで、杉並区いじめ問題対策委員会条例というものをご配布しております。この条例の第5条第1項の規定に基づきまして、会長は委員の互選により定めることとなっております。

もし自薦他薦のお声がないようでありましたらば、事務局からご提案させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**事務局次長** ありがとうございます。

それでは、会長には区長の附属機関、杉並区青少年問題協議会の会長でもある大竹委員をご推薦申し上げたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**事務局次長** ご異議ないようであれば、拍手でご承認をお願いできればと思います。

(拍手)

**事務局次長** ありがとうございます。

それでは、大竹委員、会長席にご移動いただきまして、ご挨拶をお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

**大竹会長** それでは一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

ただいまご指名をいただきました。微力ではありますが、指名していただきましたこの役をしっかりと務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思っております。

先ほどの自己紹介の中でもありましたけれども、今現在のところでもいじめの訴えがあって、埼玉県での事例ですけど、私のケースで2年間不登校になっているという状況で、これは埼玉県の条例の県の組織なものですから、その調査、第三者機関ではございませんので、その訴えを伺って、それを学校、教育委員会等に訪問し、その事実確認をしてもらうというようなところでは、学校、教育委員会の話を聞く中でも、しっか

りと取組をされているというようなところの判断で。

ですから私たちの目的は、その子どもが安心・安全の中で学校に通えるという調整を中心に、今行ってきているわけですが、なかなかこれが難しく、最終的なところでは、母子ともにこの白黒はっきりさせてほしいというようなことで、今2年間の不登校、私たちが受けて、今1年半。つい先週、私たちの県のこの機関の役割としては、これ以上のことはできませんというようなことで、まさに機関の役割と限界というようなところを感じながら、取組をさせていただきました。

しかし、子どもが1人、2年にわたって学校に通えていないというこの事実は、しっかりと受けとめながら、学校も努力をしておりますけれども、なかなかそこがうまくいかないというところでは、今のいじめ、さらに言えば、いじめをする加害と言われるのも子どもですが、被害も加害も子どもであるというようなところでは、私たち大人がしっかりと被害者の声、そして加害者の声も、私は福祉の立場ですから、そうせざるを得ない。クライアントという言い方をしますけれども、そういった意味ではその子どもが、白黒はわかりませんが、しかし一方では被害の方はそう感じている。しかし、加害の方はそういったつもりはない。いうならば平行線になっておりますけれども、被害者も加害者もこれは子どもであるというところをしっかりと受けとめながら、私たち大人が正面を向いて、子どもたちに向き合っていく。子どもの声に耳を傾けていく。こういう姿勢が大切なのではないかなと思っています。

そういう中であって、まさに先ほど自己紹介を皆様方がしていただきましたけれども、各分野の専門家でありますので、それぞれの専門的な視点、専門的な知識、技術をここに反映させていただき、さらに言えば、先ほどの実践等も委員の皆様から話をさせていただきましたので、その実践から得られた知恵を総動員していただいて、この杉並の子どもたちの安心・安全の場を提供できるような、そういう機関と、委員会にして機能を果たせればいいかなと思っていますので、これからどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

**事務局次長** ありがとうございます。

大変申し訳ありませんけれども、教育長は所用がございますので、ここで退席をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

(教育長 退室)

**事務局次長** それでは大竹会長、この後の進行をどうぞよろしくお願い申し上げます。

**大竹会長** それでは議事に入る前に、まず事務局から資料説明をお願いしたいと思います。

**庶務課長** それでは、お手元の資料3をご覧くださいよろしいでしょうか。

杉並区いじめ問題対策委員会運営要綱について、簡単にご説明をさせていただきます。

まず第1条でございます。第1条については趣旨でございます。

第2条は、招集の通知について定めてございます。

第3条は、会議の非公開でございます。

条例第6条第4項においては、基本公開でございますけれども、その中での非公開。いじめの重大事態に係る調査審議を行う場合、その他議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、委員会の議決により、会議の全部または一部を非公開とすることができると定めてございます。

第4条は、委員の除斥でございます。

委員はいじめ事案の当事者または関係者と直接的な人間関係、若しくは特別な利害関係を有している場合、その他委員会の調査審議の中立性、公平性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、調査を含む委員会の会議に出席することができないと定めており、委員はこれに該当するときは、会長にその旨を申告するものとしております。

なお、会長は委員からの申告があったとき、または職権により、委員会に諮って決定を行うものとしております。この場合、当該委員は決定に関与することはできないこととなります。

第5条は、秩序の維持の規定でございます。

傍聴人の数は、座席数を限度とし、会長は会議の運営に支障となる行為をする傍聴人に対し、会場から退去を命ずることができることとしてございます。

第6条は、庶務。第7条は委任規定でございます。

私からは以上で説明を終わります。

**大竹会長** ありがとうございます。

ご不明な点はございますでしょうか。

それでは、要綱に基づく本委員会の運営を図っていくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これから議事に入っていきますが、まず第1番目の「これまでの杉並区におけるいじめの防止等の取組について」に関して、事務局から説明をお願ひしたいと思ひます。

**済美教育センター所長** よろしくお願ひします。

資料4の「杉並区におけるいじめの防止対策等の取組について」に基づいてご説明させていただきます。

左側の縦にいじめ防止等の取組の視点がありまして、右に行くと学校の取組、教育委員会の取組というような構成になっていますので、それに応じて説明させていただきます。

まず、「いじめ防止基本方針」につきまして、各学校におきましては、国の法律に基づいて学校いじめ防止基本方針、これを平成26年度に全校で策定しております。各学校ではその方針に基づいて、校内委員会を整備して、組織的にいじめの対応、対策をしております。これにつきましては、各学校のホームページで公表し、見られるようになっております。

教育委員会につきましても、法に基づきまして、杉並区いじめ防止対策推進基本方針、こちらを平成27年度に策定しております。これにつきましては、教育委員会のホームページでもご覧いただけるようにしております。

続きまして、2番の「いじめ未然防止等の取組」についてです。

各学校におきましては、道徳教育ですとか、人権教育、その他学校の教育活動全体を通して、子どもたちがいじめは絶対に許されない、そういった行為だということの理解を促していく。それとともに、豊かな情操や道徳心を育成する。こういった取組を行っています。

また、それに加えまして家庭、地域の方々が、子どもたちとともに参加する道徳授業地区公開講座、セーフティ教室といった取組で、学校の取組の授業を公開したり、その後は意見交換を行ったりということで、学校だけでなく、社会全体でいじめの問題に取り組む気運を醸成していく。そういった取組を各学校の計画に基づいて進めております。

教育委員会につきましては、いじめ対応マニュアルを策定して、各学校と教員に配布して、いじめ対応の徹底を図っているほか、研修を通して、教員の力量形成、それから意識高揚を図っているところです。

マニュアルについては改定をしてまいる考えでありますので、後ほど説明させていただきます。

また、「すぎなみ小・中学生未来サミット」を開催して、子どもたちが自らいじめのない明るい学校をつかっていこうといった取組。こちらを教育委員会で支援をしながら実施しております。去る7月29日、この前の土曜日ですけれども、セシオン杉並で大勢の方に来ていただいて、大盛況のうちに終わりました。

続きまして、「いじめ早期発見」についてです。

早期発見につきましては、学校の教職員。これは担任以外、養護教諭であったりとか、管理職もそうですけれども、子どもたちのきめ細かな観察。いつもと違うな、様子が違うなというような、そういうところもしっかり観察していくことが1点。また、年3回、いじめのアンケートを6月、11月、2月に実施して、早期発見に努めています。

さらに、子どもたちに対する相談窓口の周知、これは家庭へも周知しております。今日配布しましたこの小さいカードですけれども、こちらの方にも相談窓口を掲載して、全児童を通して家庭に配布しております。

続きまして、いじめ早期発見の教育委員会の取組ですけれども、平成25年度からスクールカウンセラーを全小・中学校に配置しております。また、平成25年度から、区独自のいじめ電話相談窓口として、「すぎなみいじめ電話レスキュー」を運営しております。右側の方に実績、電話レスキューの対応が記載してありますけれども、年々対応が増加しているといったことをございます。

また、区独自のインターネットによる相談窓口として、こちらは平成27年度から「すぎなみネットでトラブル解決支援システム」ということで、いじめのメール相談を主にやっていますけれども、それを運用し始めました。27年度、28年度は、累計でダウンロードの件数も増えてきております。

次に4番の「いじめ事案対処の取組」についてです。

いじめにつきましては、いじめの疑いがあるというような場合も含めて、学校で認知した場合は、担任1人が抱え込むのではなくて、必ず管理職に報告をします。そして、校内委員会、それを開催して情報共有、それから対応方針ですとか、具体的な対応策を組織で検討して、事実確認、それから組織的対応をすぐに始めていく。それで解決に結びつけて

いく。

対応したらそこで終わりではなくて、経過をしっかりと観察していくということも進めております。これらは、いずれも、状況に応じて、適宜教育委員会と連携して、学校は対応しております。

資料①、A3判の横でお示しさせていただきましたいじめの認知件数及び解消件数等について、これは国の問題行動等調査の結果の概要ですが、いじめの認知件数につきましては、小学校は減少傾向、中学校は上昇傾向にありますが、解消率は上がっている状況です。

いじめの態様につきましては、どの年度も小・中両方ともですが、冷やかし、悪口などが割合としては多い、そういった傾向になっています。

それから3番のいじめ発見のきっかけ、これにつきましても、各年度、教職員等の発見、こちらが割合としては高くなっております。

では、資料の4番にお戻りください。「いじめの事案対処の取組」につきましては、教育委員会としましては、平成19年度から済美教育センターに教育SAT（スクール・アシスト・チーム）を編成しまして、いじめを含む学校の事件・事故、そういった対応をサポートする、相談に応じるといった取組をしております。

教育SATにつきましては、指導主事、それから元校長、スクールソーシャルワーカーなどで編成しているチームでございます。

教育SATの対応の実績につきましては、平成26年度から28年度にかけて微増となっており、掲載されているとおりでございます。

また、教育委員会としましては、スクールソーシャルワーカーを各学校へ派遣するなどして、子どもの心のケアも含めまして、いじめの対応について関係調整をしながら、子どもをサポートしていくといった取組をしております。

最後になりますが、「いじめ重大事態対処の取組」です。重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会と連携して、しっかり対応してまいりました。そうした中で、平成27年度に1校で重大事態が発生しましたが、このときも会議を22回開催するなどして、解決に努めてまいりました。なお、今年度より、今までの調査委員会の役割はこの対策委員会が所掌していくこととなるものでございます。

私からは以上です。

大竹会長 ありがとうございます。

それでは先ほどの説明に関して、皆様方からご質問、ご意見等があれば、挙手をお願いして、ご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

では、私の方から1点、よろしいですかね。先ほどの資料①のところでの「いじめ発見のきっかけ」というところで、「教職員等が発見」というのが最も多いということですがけれども、アンケートが年3回取られているということでしたけれども、このアンケートの結果によつてこの教職員等の発見だったのか、そのアンケートとか関係なく、通常的生活の中で教職員が発見したのかというところでは、どうだったでしょうか。

**済美教育センター所長** この「教職員等の発見」というのは、アンケートを含む例えば教員が現認したとか、そういうものを含んだ数になります。

**大竹会長** ではそういったアンケートを3回とっていますけれども、このアンケートというのは、実際にこの子どものいじめの問題等についての寄与をしているのかどうかというところでは、現場サイドから言うと、どうでしょうか。

**済美教育センター所長** アンケートにつきましては、やはりどんな些細ないじめも見逃さないという、そういったスタンスで、子どもからのその書いてある内容を見て、取って終わりではなくて、子どもたちに話して、「この話ってどんなことなの？」と具体的に聞き取りながら、対応していくことにより、いち早い対応に結びついているということです。

**大竹会長** ありがとうございます。

ほかの委員の方で、ここは聞きたいというのがあれば。

**石川委員** では1つだけ、教育SATについてお伺いしますけれども、SATは例えばその当該校から要請があると出動するという形でしょうか。それとも、こういった形が多いでしょうか。

**済美教育センター所長** SATの対応につきましては、学校からこういったいじめの事案があって、学校はこういうふうな対応をしているという報告を受けて、助言をする、または学校に行くということもあります。また、保護者の方から「今、いじめの対応でこういうことで困っています」というようなことで受けて、比較的匿名の場合も多いので、そういうところにも配慮しながら、やりとりをする中で、学校へ情報が上がってきたり、そうしたら学校の方に対応していくというようなことをしています。

**石川委員** なるほど。ありがとうございます。



**大竹会長** そのほか、ございますか。

**東出委員** 資料①の「いじめ発見のきっかけ」のところで、平成27年度は「その他」というところの割合がそれまでより高いのですけれども、これはどのようなきっかけになりますでしょうか。

**済美教育センター所長** 「その他」のところは、本人からではなくて、友達、周りの子ですとか、またはその周りの子の保護者からですとか、または地域の方からというようなことになっています。

本区につきましては、学校に地域の方がいろいろ入って、協働して授業をやったりというような取組も進めているところで、そういったところで学校が地域の方から情報をいただくというようなところもあります。

**東出委員** ありがとうございます。社会全体というのが、だんだんきっかけになることが多くなってきているということなのですね。ありがとうございます。

**教育企画担当部長** 先ほどのアンケートの件もそうなのですが、本区では、「いのちの教育月間」というものを5月、6月、10月、11月に設定をしています。これは子どもたちと一緒に命の大切さを考えていくというきっかけにする月間と指定して、各学校で様々な取組を行っている。そこに合わせて今回のこのアンケートも入っています。

また、東京都でも「ふれあい月間」というものを設定しておりますので、その期間もちょうど重なっているということもあり、年に3回のアンケートなのですが、全てをアンケートだけで把握するという、これは当然無理な話であって、日常的な教員の観察ですとか、今お答えさせていただいた学校支援本部というのが、杉並区は全ての小・中学校に設置をされていて、教育活動を支援してくださる地域の方がたくさん日常的に学校に入っていくのですが、そういった方からの情報、それから他の保護者の方からの情報。つまり、1人の子どもを多くの大人が見て、そして他人事ではなく、周りで支えていくという姿勢、態勢をつくっておりますので、そういった中でいじめの認知把握というのをしております。

ですので、先ほど、「その他」のところが増えてきてということは、やはりそういったところの芽が少し出始めてきているのかなということと、でも教員はしっかり教員としての役割を果たしていくことが大事ですので、日常の授業の中での子どもの観察、または生活の中での子どもをし

っかり見取って、少しの異変にも気付いていく。それからアンテナを高く掲げるということは、努めているところでございます。

**大竹会長** そのほか、何かご質問は。

**吉岡委員** 資料4の真ん中のところで、相談の窓口として、電話というのと、ネットの相談というのが書かれていて、ダウンロードの件数というのと、やっぱりネットが圧倒的に多いのだなということがわかったのですけれども、具体的にこのメールで相談をして、それが解決につながっていくという事例はかなりあるのでしょうか。

**済美教育センター所長** メール相談につきましては、入り口のところで、自分が小学生か中学生か、また、男の子なのか女の子なのかというようなところをクリック、チェックしながら入ってきて、相談内容というのがあるのですけれども、なかなかやっぱり、最初は相談する場合に名前とか例えば学校とか、そういうのは明かさないような状況ですけれども、子どもの相談者の気持ちを受けとめながら、何回かやりとりをしていく中で、相談者の方から学校名が出てきたり、名前が出てきたり、やりとりの中でまた学校に連絡するよというような話だったり、「いじめ電話レスキュー」という電話相談窓口もあるので、そこに電話をしてみてくださいというようなことで解決につなげていく。匿名性が高いものですが、そういった本人の了解をとりながら、丁寧に、丁寧に対応して、解決に結びつけていくと。そういう事例も幾つかございます。

**吉岡委員** ありがとうございます。

**大竹会長** 今のものに追加で、このダウンロード件数と相談というのはイコールではないですよ。ダウンロードした人の中でどれぐらいだとか、そんなのはわかるのですか。

**済美教育センター所長** ダウンロード件数と相談件数は当然一致しないのですけれども、相談件数については、しばらくお待ちください。

**教育企画担当部長** 件数は今調べているところですが、いじめの問題を解決するのにメールだとか電話では本来ちゃんとした解決はできないと考えています。やはり面と向かって、フェーストゥフェースで話していくということが最終的な解決になると思っています。

しかしながら、なかなか相談ができない。担任に相談ができない、大人にも相談ができないという子どもが、これは確実にいるだろうと。ですから、その子たちにとって電話の相談という窓口と、あとそれからネ

ットというのですかね、メール。これはアプリなのですが、メールでの相談の窓口。様々な引き出しを用意してあげることによって、救われる子どもたちが、これはいるのではないかということで、電話、ネットと広がっています。

でもネットの言葉のやりとりだけで解決するものではありませんので、そこで必ず電話につなげる、フェーストゥフェースの相談につなげる、そして「あなたの思いをできるだけ解決するために支援するからね」という働きかけを必ずしています。ですから、メールでやりとりだけで解決する事案はありますが、それは子どもたちにとっては比較的軽かったのかなという思いもあります。

この間の取組として、いろいろな子どもたちを救っていく引き出しをたくさんつくるということ、一番私たち杉並区が取り組んできたところでございます。

**済美教育センター所長** 対応件数につきましては、平成27年度は6月の運用開始から3月までで総数が24件。28年度につきましては4月から1月のところですが、手元の手持ちのメモでは総数が90件ということになってございます。

**大竹会長** ありがとうございます。

先ほど部長からも話がありましたが、引き出しを多くしておく。ダウンロードをしてそれが相談につながらなくても、ダウンロードをしたという行為の意義はしっかり、そういうような思いを持っている子どもたちが1,005件というのがあるというところでは、相談まで行かなかったけれども、そういう意識を持って、ダウンロードまでしたというところはしっかりと押さえておきたいなとは思っています。ありがとうございます。

**事務局次長** 今、ご議論いただいております、早期発見のところの相談の窓口なのですけれども、この教育委員会の主な取組の部分にあるとおり、25年度から実施している電話レスキューは、フリーダイヤルを基本としています。これについては、広域的な自治体である東京都がやはり電話の相談窓口を持っていて、従来は有料の通話だったものが28年の4月から、やはりフリーダイヤルで利用しやすい環境を整えているのですね。そういった広域的な動きがあるのが1つ。

それと、このネットでトラブル解決支援システムにつきましても、子どもは全国的に、このSNS等のインターネットによるスマホ等々に起因す

るトラブルが増えてきたことに鑑みて、いち早くこういった区独自のシステムを入れたのですけれども、今年の3月から東京都でもこういった社会的な状況を踏まえて、こういったネット対応のアプリの仕組みを開始したと、こういったような動きがあります。

また、国においても、同様のネット上の相談の仕組みについて、具体的に検討に着手したということが、先般、新聞報道に出ていました。

ですから、私どももこれは今後、国とか東京都のそういった相談窓口の充実度合いなども見極めながら、場合によっては区の仕組みを広域的な取組に収れんさせていく、そして、それにより浮いた経費を例えばほかの取組に活用していくなど、時代の変化を踏まえて、適切な時期に対応を考えていくことも必要なのかなと、思っているところであります。

**大竹会長** ありがとうございます。

それ以外のところで、何かご質問、ご意見等があれば、挙手の上でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特になければ、今説明がありました内容については、以上とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**大竹会長** ありがとうございます。

では、それでは議事の2つ目に入りたいと思います。

「杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルの改定について」ということで、事務局からのご説明をお願いしたいと思います。

**統括指導主事** それでは、私から「杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルの主な改定内容について(案)」を示させていただきたいと思っております。

資料は5、6、それから7を用います。ちょっと資料が多いのですが、資料5をまず見ていただきながら、そして改定する箇所についても確認していただければと思います。

大きくは2つの理由で改定をいたします。

1つは、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定に伴うもの。もう1つは、「杉並区いじめ問題対策委員会条例」の制定に伴うもの。2点あります。

最初に、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定に伴う

ものについて、説明させていただきます。

本日は参考資料 2 に、「いじめの防止等のための基本的な方針」を机の上に置かせていただいております。そちらもまた確認いただきながら、進めていけたらなと思っています。

私どもとしては、国のこの方針の改定では、6 つをポイントとして捉えました。

1 点目は、いじめの定義で、けんかを除くとされていた部分を削除して、いじめの該当範囲を拡大したといったところを見ます。これは方針の 5 ページ、下線を引いております。参考資料 2 の 5 ページ目、アンダーラインを引いてあるところです。

**事務局次長** 説明の流れについて、補足説明させていただきます。この資料 5 があります、資料 5 の一番左側の列を見ていただくと、今説明申し上げた 1 番の基本的な方針の改定に伴うもの、その中の 1 ですね。この『けんかは除く』とされている箇所。これについて参考資料の 2 ですね、この下から 2 つ目になっております参考資料 2、これが今年の 3 月に改定された国の基本的な方針なのですが、ちょうどこの資料 5 のレジメを見ていただきますと、1 番のところにこのページ 5 とあります。

この参考資料の 2 の 5 ページを開いていただくと、ちょうど中ほどのところに、「けんかやふざけ合いであっても」云々と、このように国が改定で示したと。そこを受けて、これからご説明する 1 の基本方針なりマニュアルをこういうふうに改定しますと。こんな説明の流れになりますので、ちょっと資料が飛んで恐縮ですけれども、適宜ご参照いただければありがたいかなと、こんなふうに思います。

よろしく申し上げます。

**統括指導主事** それでは続けます。

それに伴って、このポイントの 1 つ目に伴って、本区としてはいじめ対応マニュアルを改定いたします。対応マニュアル、資料 7 になりますが、資料 7 の 1 ページ目。「いじめの定義」のところ、赤字のところですね。ここをこれまでは「けんかは除くが、外見的にはけんかのようにみえることでも」という文章で掲げておりましたが、それを「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景になる事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする」ということに修正いたし

ます。

続いて2つ目のポイントですが、参考資料2の25ページ、国の方針の25ページをご覧ください。25ページの中ほどのアンダーラインの部分です。ここは学校が策定したいじめ防止基本方針の取組状況を学校評価の対象に位置付けるよう求めております。それを本区においては、資料6の基本方針の6ページ、本区の基本方針の6ページ目の(1)に、「学校は、自校の基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。」ということで追記いたしました。

本区の学校においてももう既に位置付けてはいるのですが、この基本方針の中にもしっかりと明記するという形でいきたいと考えております。

続いてポイントの3つ目です。国の基本方針の28ページをご覧ください。この下線の部分ですが、ここでは学校に設置するいじめ防止対策組織を構成する関係者の教職員と外部の専門家。外部の専門家の例としては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者、と書かれてありますが、などの内容を明記し、実効性のある人選を求めております。

ここを踏まえまして、資料6の基本方針の3ページ目、こちらにはこれまで「学校サポートチーム」の活用ということを教育委員会におけるいじめ防止策の取組として位置付けておりましたが、こちらは各学校の中で例えばケース会議等かなり位置付けてきているところもあります。ですので、「学校におけるいじめ防止等の取組」といったところに変更させていただき、さらに組織の構成員について、管理職、主幹教諭、生活指導主任、関係教員、養護教諭、スクールカウンセラー等のほか、必要に応じて本区ではスクールサポーターと呼んでいる、スクールソーシャルワーカー、弁護士、警察官経験者、それから子ども家庭支援センター職員等も加えると追記いたしました。

同様のことを資料7、マニュアルにもこれまで8ページ目には、構成員について書いてありましたが、より実効性のある人選ということで、具体を増やし、修正を行いました。

資料5の備考にも掲げていますが、「学校サポートチーム」については、先ほどの実態、先ほど申し上げたような実態を踏まえ、学校いじめ対策委員会に係る記載に包含いたしました。

続いて資料5の裏面をご覧ください。

ポイントの4つ目です。30ページのiii、いじめに対する措置のアンダーラインが引いてあるところの5行目にあるとおりですが、教職員がいじめの情報を抱え込んで、学校の対策組織に報告をしないことは同法違反となる得ることを明記する。これを踏まえて、本区では、資料7のマニュアルの4の(1)の部分において、「なお、報告を怠った場合は、いじめ防止対策推進法第23条第1項違反となり得ることに留意する」ということに修正をいたしました。

続いてポイントの5つ目です。30ページ、31ページ。30ページの下の方になります。それから31ページの上。ここではいじめが解消している状態の要件をいじめが止んでから少なくとも3カ月を経過し、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないという2点を満たす必要があるとしております。

これに伴いまして、マニュアルの方です。資料7のマニュアル、2ページ目。1の(3)の⑧の「引き続き注意する」という部分を「引き続き(少なくとも3カ月程度)注視する」ということに修正いたしました。

また、9ページ目、4の(1)の④のア。「人間関係を継続して観察」という部分を「人間関係を継続(少なくとも3カ月程度)して観察」と括弧書きを入れました。

続いてポイントの6つ目です。こちらの方はいじめの防止等の基本的な方針の後ろの方に別添2というのがございます。別添2、学校におけるいじめの防止、早期発見、いじめに対する措置のポイント。この3ページ目をご覧ください。

こちらには発達障害、外国人児童・生徒、性同一性障害、東日本大震災被災者や原発事故避難者などに対して配慮することということの具体も含めて記載があります。

これを踏まえて、資料7のマニュアルの4ページ目。2の(2)の⑤のエの部分ですね。これまで「アスペルガー症候群、ADHD等の発達障害がある児童・生徒に対する」といったところの部分を「発達障害を含む、障害のある児童・生徒や、海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童・生徒、性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童・生徒、東日本大震災により被災した児童・生徒又は原子力発電所事故により避難している児童・生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、

当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む」ということに修正をいたしました。

続いて、大きな2になります。「杉並区いじめ問題対策委員会条例」の制定に伴っての改定です。

「杉並区いじめ問題対策委員会条例」の主な内容といたしましては1つ目、杉並区いじめ問題対策委員会。こちらをいじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、また法第28条第1項に規定する調査を行うため、杉並区教育委員会の附属機関として、杉並区いじめ問題対策委員会を設置する。

ここについて、基本方針、それからマニュアルも改定をいたしました。資料6の基本方針の3ページ目。5の(2)の「青少年問題協議会との連携」を「杉並区いじめ問題対策委員会による調査審議」に修正をいたしました。

さらに「法第14条第3項に基づく教育委員会の附属機関として『杉並区いじめ問題対策委員会』を設置し、法律、医療、心理、福祉等の専門的知見を有する委員により、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する調査審議を行う」を追記いたしました。

また、基本方針の6ページ目の5の(5)アの「杉並区立学校いじめ問題調査委員会による調査」を「杉並区いじめ問題対策委員会による調査」に修正をし、「平時の取組を踏まえ、」を追記いたしました。

同じく6ページ目。5の(5)ウ、「迅速かつ適切な調査による事実の究明と再発防止」をウ、「迅速かつ適切な調査による事実の明確化と再発防止」ということに修正をいたしました。

また、重大事態発生時の部分も修正をしました。「重大事態が発生した場合には、教育委員会はその附属機関である杉並区いじめ問題対策委員会において、事実を明確にするための調査等を実施する。その結果は区長等に報告する。」に修正を図りました。

また、同委員会の設置に伴いまして、マニュアルについて、資料7の14ページ目。こちらの5の(3)の①になりますが、「調査組織として」といった部分ですね。「杉並区立学校いじめ問題調査委員会設置要綱」の部分「杉並区いじめ問題対策委員会条例」ということで、修正をいたしました。



また、②の部分に関しまして、「杉並区立学校いじめ問題調査委員会のいじめ調査の流れ」を「杉並区いじめ問題対策委員会のいじめ調査の流れ」に修正をしました。

備考をご覧ください。これまで、重大事態が発生した場合の調査組織については、要綱に基づく庁内組織、杉並区立学校いじめ問題調査委員会を設置し対応してきたが、文部科学省が平成29年3月にいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定し、重大事態が発生した場合の調査組織について、公正性、中立性を確保するため、改めて当該いじめの事案と特別な利害関係を有しない弁護士、精神科医や学識経験者、心理、福祉の専門家等の構成を図るよう努めるものとされたこと等を踏まえ、杉並区いじめ問題対策委員会を設置ということになります。

では、また裏面をご覧ください。2の2になります「杉並区青少年問題協議会」、こちらにつきましては、いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会としての機能を果たすものとする。それに伴いまして、資料6の基本方針3ページ目、5の(2)、こちらの「青少年問題協議会との連携」を「杉並区いじめ問題対策委員会による対策の検討」に修正をいたしました。

さらに「青少年問題協議会にいじめの防止等に関する事項を報告し、当該委員からの専門的な知見に立った意見を参考にしつつ、今後の取組を推進する」といった部分を「また、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な推進を図るために、区長の附属機関として設置している『杉並区青少年問題協議会』を法第14条第1項に規定する『いじめ問題対策連絡協議会』に位置付け、それぞれの附属機関が連携を図ることで、いじめ防止等の対策の実効性を確保していく」に修正を図りました。

以上、この改定についての説明を終わらせていただきます。

**大竹会長** ありがとうございました。

主たるところは、国のいじめ防止等のための基本方針が改定をされてきたというところでの、それに伴った区の内容等を変更していったというところだと思いますけれども、細かなご説明がございましたが、各委員から何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、発言をお願いしたいと思います。

**牧野委員** 牧野です。いろいろと見させていただいて、まず、杉並区のい

じめ防止対策推進基本方針の6ページにあります。学校の重大事態への対応で、迅速かつ適切な調査による事実の明確化などというふうに書いてあるのですけれども、これまでもいじめの様々な問題があったときに、記録物の破棄ですね。これまでも保管が十分できていなくて、後からいろいろともめるなどということが起きておりますが、これらについて、どこかで言及したほうがいいのではないかなど。記録の保管ですね、適切な保管。

特に初期対応であったり、初動調査のときの記録物が残っていないと、後の詳細調査にも大きく影響を及ぼしてくるのかなど考えておきまして、それはこちらの方に示すものなのか、マニュアルの方に示すものなのか。ちょっと私もどちらがいいのかはわからないけれども、見ていく限り、それに関して言及されていなかったもので、もしご検討いただければなと思いましたが、いかがでしょうか。

**大竹会長** 事務局、よろしく申し上げます。

**統括指導主事** 実は、このいじめ対応マニュアルの今回改定案、改定した部分といったところで示させていただいているのですが、この対応マニュアルの資料の部分ですね。各学校で残す記録のサンプル様式も載せておきまして、各学校において我々が説明するときは、当然その記録をとるといったところ、時系列での記録をとるといったところを周知徹底しているところでございます。

**事務局次長** この資料7のいじめ対応マニュアルの改定案なのですけれども、7ページをご覧くださいませでしょうか。

この上のところに赤線が引いてあって、その下なのですけれども、まさに今委員からお話があった、この「情報共有とその後の的確な対応に資するよう」、今、統括指導主事からありました、資料編の記録例を参考にいつ、どこで、だれが、何を、どのように。そういったことをきちんと正確に記録していくことが重要だということをごにここで触れてあります。

重ねて申し上げますと、この部分は今も委員からあったとおり、極めて適切な対応を組織的に図るために、子どもに寄り添った経過をきちんと押さえて、しかも、いじめ防止対策推進法に根拠を持つ説明責任、こういった部分がやはりあるので、これは本当に大きな課題だと思っております。

ですから、マニュアルにこう書いてあるからというのではなくて、こ

これは毎年度、学校はそれぞれ人事異動もありますし、その度に、こういったことを校内の研修、あるいは私ども教育委員会が、集合研修等で支援をするときに、重ねて、しつこいぐらいお話をして、こういったことが学校の中で徹底されるように、これからも努めていきたいと、このように考えております。

**大竹会長** あと、今、牧野委員のところでは、とるのは当然だけれども、その管理保管はどうするかというところがあったと思うので、そこはどうでしょうか。

**教育企画担当部長** 実は東京都で行っている「ふれあい月間」の調査、先ほど言いたいじめの調査につきましても、各学校で調査が終わって、集計したりして、聞き取りをしますけれども、それでもう破棄をするものではなく、保管をすることになっています。

その年限の間は保管しておりますので、そのときに子どもが書いたものとかいうものについては学校で保管します。当然ながら、こういった指導の記録というのが綺麗にまとめてとるものもあり、あるいは教員が記録ノートに書く場合もありますが、こういったものは、いわゆるその公的な記録に最終的にはなりませんので、基本的にはとっていくことになります。

ですから、その年限が今定かでないのですけれども、基本的には残していくということで。それを今、委員の、本来ここにちゃんと明記すべきではないかというご意見だったかと思いますが、このあたりというのはこれに限らず、全てのものはそういった基準で進められていると認識しております。

**大竹会長** 牧野委員、よろしいですか、今の質問。

**牧野委員** そうですね。何て言うのでしょうかね。やはり第三者委員となるときに、その学校側の対応、初動対応なども含めて、検証に値するかなと思っていますので、それがやはり言葉だけだと、どうしても時間とともに変わってしまうとか、対処の方法でどこにつながったとか、保護者への対応なども含めて、それも見直していきたいなと思ったときに、記録物をしっかりと残しておくことが、どこかに記載されていることが、すごく大切なのかなと思ひまして、先ほどの発言をさせていただきました。

**事務局次長** この案でお示ししているのは、様々な視点からご意見をいた

だいて、必要なものについては修正を加えるというのが今日の趣旨でございますので、今のご意見、受けとめさせていただいて、修正を検討させていただきたいと考えます。

**大竹会長** 是非検討をしていただきたいと思います。

それ以外に、では石川委員、お願いします。

**石川委員** 対策委員会条例についての質問というか、確認なのですが、この対策委員会は組織、第4条で「7人以内をもって組織する」ということで、今5名だと思っておりますけれども、それで例えば資料の裏面の第9条で、「対策委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第3条第2項に規定する調査をさせることができる」ということで、つまり、もし調査部会とか第三者委員会に移行した場合には、もう少し委員を増やして、第三者委員会を組織することができると思われか。教えてください。

**大竹会長** お願いします。

**庶務課長** 今日は5名で皆様スタートさせていただいておりますけれども、この委員会そのもののメンバーとしては7名を上限としています。事案によって、必要な専門性ですとか、そういったことについてはちょっとスポットといいますか、その事案について人を増やしていくということはあるかと思っております。それは7名の上限とは別の考え方の中で、それは必要に応じて、専門性をこの委員会の調査のために討議することになるかと思っております。

**事務局次長** 補足させていただきますが、条例上、この対策委員会は7人以内としている中、今回、5名でスタートさせていただきました。

いじめの重大事態の事案によっては、その事案に即して、第7条等を活用して、必要な手当てをきちんと会議に諮って行う等の対応が必要だと思っております。

それと、まさに今石川委員からあったとおり、その事案の性質、特性、そういったものからこういった観点から、他の専門家の意見が必要ではないかという会議の合意になったとき、そこは十分また臨機に対応することによって7条がありますので、そのあたりは今後、この会議をやっけていながら、委員の皆様方の合議の中で、必要な体制の整備、事案に即した対応を図っていきたくいこんなふうに思っているところです。

**石川委員** ありがとうございます。私もちょっと過去にかかわらせていただいた事案で、やはり生徒さんに実際に聞き取りをするという段階になると、かなり人数、マンパワーが必要であったということもございましたので、そういった一時的に委員を増やすことが必要なのか、あるいはその委員と委嘱したならば、最後まで第三者委員会として、メンバーとして一緒に動くのかとか、その辺のちょっと枠組みもあるかと思うのですけれども、それもでは事案によって、少し臨機応変に考えるという今お答えだったかと思うので、そういう理解でしょうか。

**事務局次長** 実際に、やはりその事案に即して一定の柔軟性を持って対応していくということは必要だと思っています。

ですから、条例上の委員の定数は議会の議決を得て決めてあるので、そこは押さえながら、例えば第7条に規定する委員以外の者、あるいはこの事案、先ほどの運営要綱にもありましたけど、ここに定められているもの以外で、この会議の中で決定したことを条例上との折り合いをどうつけながら、一定の柔軟性を持ってやっていくかということについては、その都度いろいろと委員の皆様のご意見を承りながら、やっていきたいと思っています。

**石川委員** ありがとうございます。

**大竹会長** 吉岡委員、お願いします。

**吉岡委員** 大きく分けて2つぐらいお伺いしたいことがあるのですけれども、この委員会のやるべきことなのですが、今ご説明いただきましたように、何か具体的な重大事態が発生したときに、事実関係の調査を行う。そういう事態がない場合には、いじめの防止等についての何か意見を言うというようなことだと思うのですけれども、例えば、その具体的な重大事態についての事実関係の調査を行った結果、こういうところを改善したらどうかとか、何かその具体的なケースにとどまらない意見が出てくる場合があるかと思うのですが、委員会ができることとして、その事実の調査の結果報告だけではなくて、そういう調査に伴う何か問題点の指摘とか、意見ということも可能なのかどうかということをお伺いしたいのが1点です。

それから、もう1点は、このいじめ対応マニュアルの一番最後のところで、重大事態への対応というところがあるのですが、何が重大事態に当たるかというところが、なかなか實際上、具体例は挙げていただいて

はいるのですけれども、難しい場合があるのかなと思って、読んだ印象としてはそういう印象を持っておりまして、このマニュアルの説明ですと、重大な被害が生じた場合、あるいは重大事態に発展しそうな場合で、それとは別に、その生徒や保護者から重大な被害だという申し立てがあった場合も、そういう場合は重大事態に含めるという。そういう理解でよろしいのでしょうか。

そういう重大事態かどうかという判断は、一義的には学校のその委員会でやると思うのですけれども、この何が重大事態に当たるかということの周知徹底というか、学校の方でどういうふうな判断をするかということについて、具体的にどのような周知徹底の方法をとっていらっしゃるかというのを伺いたいのが1つです。

**大竹会長** ではまず1番目のところから、庶務課長。

**庶務課長** 今の最初のご質問なのですけれども、条例の第3条第2項、後段の部分になろうかと思うのですけれども、お話をいただいたように、実際に重大事態が発生した場合には、その事実関係を明確にする調査、また重大事態の対処。こういうところについて、ご議論、ご審議いただくわけですけれども、その後段になります、「当該重大事態と同種の事態の発生の防止に関して、必要な事項の調査審議」という一文がございます。

そういった、凶らずも起こってしまった事態を捉まえまして、今後そのような事態に至らない、またそうなってしまった問題点を明らかにしながら、二度とこのようなことが起こらないようにといったような、先を見据えたご審議、そしてまたご提言を頂戴できればと思っておりますので、事実関係の明確化だけではなくて、そのさらに一歩進んだところもぜひご指示、ご提案いただければと、そんなふうに思っております。

**大竹会長** ではもう1点の方を。

**統括指導主事** 重大事態の部分ですが、こちらの方はマニュアルの13ページ、5の(1)の定義にのっとりというところになります。まずは学校が学校いじめ対策委員会においてこの定義に照らして、重大事態かどうかといったところを判断するということになります。

ただ、重大事態に発展しそうな場合、疑いも含めて、速やかに私どもの済美教育センターの教育SATの方に報告するということになっております。その際にはいじめ事案の趣旨と学校でわかった事実を明確に伝え

るといふことも、各学校長を通して周知徹底しているところでございます。

日頃から私どもも、教育SATも、学校との連携というのを密にとっておりまして、その中でやはりいじめ、学校から報告が上がってきている部分というのは、重大事態の部分だけではなくて、本当に学校でも対応に苦慮しているのだといった部分においても、そういうレベルにおいても相談を受けて、対応しているところですので、今後とも連携を一緒にとって、重大事態かどうかといったところも見ていきたいと思っております。

**事務局次長** ちょっと補足でよろしいでしょうか。

**大竹会長** はい、次長。

**事務局次長** 今の吉岡委員のお話なのですけれども、2点目のところです。重大事態。皆様のお手元に参考資料2で、国の基本的な方針がありますけれども、32ページをお開きをいただくとありがたいかなと思います。この32ページで、先ほどの統括指導主事をご説明したマニュアルに書いてあるいじめの重大事態のケースについて、同じことが書いてあります。ですから、そこは整合をとっています。

1点補足したいのは、この32ページの最後の段落です。「また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」とあります。

「児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する」。すなわち、きちんとした調査をせずに、その時点の情報で、浅いところで判断をするなど。そういうものではないのだということです。

ですから、そこについては先ほど申しましたとおり、このマニュアルをもとに、学校の校内研修あるいは集合の教職員研修などの際には、そういったことも触れながら、この意味を周知していくというところでもありますので、今後ともそういう対応に努めていきたいと、このように考えます。

**大竹会長** 吉岡委員、よろしいですか、ご説明は。

**吉岡委員** はい。

**大竹会長** では、それ以外に何かございましたら、お願いしたいと思いますが。

**東出委員** いじめの重大事態のケースの中にも、児童生徒が自殺を企図した場合というのがあります。いじめイコール自殺、自殺イコールいじめでもありませんけれども、一番重大な事態だと思います。

あと、私は東京都のセンターの今の仕事の中でも、例えばゲートキーパー研修、自殺対策でそういった研修がありますけれども、是非学校の先生方に、ゲートキーパーになっていただきたいという思いもあります。でも、他区さんでゲートキーパー研修を学校の先生向けに講演したこともあるのですけれども、「死にたい」といった訴えがあったときに、どんなふうに対応すればいいか。もしくはそういった訴えができないお子さんの方がむしろ多いと思うので、サインに気づいたときに、どのように声をかければいいのか、そのあたりは割と知識等があれば、先生方はできるところだと思います。

精神科医や心理士は、「もしかして消えてしまいたいと思っているの？」と人に尋ねるといのは、仕事として、スキルがあるのでできるけれども、一般的にはなかなか尋ねられないのですね。何かことが起こってから、「あのとき聞いていればよかった」ということもあるかと思います。

もちろん、研修だけが全てではないのですけれども、このマニュアルの中にも「研修の充実」とあったので、もしかすると、もう既に行っていらっしゃるかもしれませんが、あとゲートキーパー手帳とかも先生お持ちかなとも思うのですけれども、そのあたりの自殺対策との絡みでは、どのような取組を行っていらっしゃるのでしょうか。

**済美教育センター所長** ゲートキーパーについては、今はっきりと覚えていないのですけれども、連絡会か何かの研修の1コマでこういうのを取り上げているところがございます。

いじめの対応だけではなくて、その自殺予防ですとか、そういうことを受けた際の学校の対応については、次年度以降の研修の中でやっていけるような形で、検討はしていきたいと思っております。

**東出委員** ありがとうございます。

**大竹会長** では石川委員、お願いします。



**石川委員** 済みません、少し関連して。今の自殺予防のことなのですからけれども、私もちょっと今日の議題からは直接ではないと思って、発言を控えておりましたけれども、杉並区として、その自殺予防教育ですね。

これについてどんなふうなお考えかなというのをちょっと伺いたいと思っておりまして、国の方でも子どものための自殺予防教育ということで報告書も出ましたし、やはり支援、希求力を醸成していくのだというあたりのそういったことが、重大事案を未然に防ぐということになると思いますので、教員研修もそうなのですからけれども、その辺は子どもに対する直接的な教育であるとか、組織的な取組とかというのが、こういった中に盛り込まれているのかどうかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

**済美教育センター所長** 先ほど教育企画担当部長からご説明いたしましたとおり、本区で「いのちの教育月間」というのを5月と6月、それから9月と10月に実施しておりますけれども、これは子どもたちに道徳において、命を大切にする、自他の生命を尊重するというような授業を行ったり、または生命の大切さというのをテーマにした作文のコンクールをやったりというような取組をこれまで進めてきているところです。

**石川委員** ありがとうございます。

**大竹会長** それ以外に何か委員からございますでしょうか。

では、私の方から1点なのですが、この杉並区のいじめ防止対策については、学校は私立も入っているか。

**統括指導主事** 区立の学校を想定して、作成しております。

**大竹会長** 私立の場合は、私学の学校独自が対応するということですね。

では部長、お願いします。

**教育企画担当部長** 私たちが今つくっているのは、杉並区立学校を想定してつくっております。区内には私立の小学校、中学校、高等学校がございいますが、所管も違うもので、いわゆる我々から「これでやってください」ということはなかなかできない。

ただ、今後その情報提供とか、そういうことは可能かと思えます。法では、各学校がその方針を定めるということが義務になっておりますので、確認はしておりませんが、区内の私立の小中学校においても、策定はされているものと推察はされます。しかしながら、私たちは、区立学校において同一歩調で進んでいくということで、今回、このようなもの

を策定したところでございます。

**事務局次長** 今、会長からいただいた件ですけれども、いじめ防止対策推進法。この法制度の中では、今、教育企画担当部長が説明申し上げたように、基本的に私ども区教委が策定するのは、区立の各学校を対象としたものです。

ただ、今お話にあった私立等については、基本的に法の制度の中では、都道府県が、そのあたりの方針なりを示して、各学校が定める方針の支援を行うという役割分担になっています。

私ども教育委員会の方に区内の私立学校等から直接問い合わせとか、ご相談というケースは、この間、特段ないですけれども、しかし、私どもがこういうふうに定めて公表しているものについて、私学等の立場から、例えばこのあたりはどういうふうに考えているのかとか、そういったご相談があれば、適宜適切に対応していくと、こういった考えです。

**大竹会長** ありがとうございます。それとあわせて、基本方針の7ページのところで、この学校で重大事態が発生した場合の主な対応というところで、このアのところの主語がないのですが、「重大事態が発生した場合には、事実関係を明確にするために、杉並区いじめ問題対策委員会の調査等に協力する」ということで、ここは学校が主語となりますか。

**統括指導主事** 「学校は」になります。

**大竹会長** 「学校は」。ただ、状況によっては学校だけではない場合もあると。下は「学校は」ですから、ここは「学校は」。

ですから、こういった私たちのこのいじめ対策委員会が調査をしたいというときには、「学校は」これに協力するということで。

ですから、明確な主語がなかったので、あったほうが、我々も動くときに、学校に対してはこういったものがあるという規定の中で私たちはやっているの、協力をということになると思うので。

**統括指導主事** ご指摘ありがとうございます。そのように直していきたいと思えます。

**石川委員** 私もそのアもそうですし、ちょっとウも、今の同じところでございますけれども、(5)のアとウに関しては、「主語は誰なのかな？」というふうに、思っておりました。よろしくお願いします。

これも「学校は」なのですかね、保護者と連携して。

**統括指導主事** そうです。「学校は」です。そのように補いたいと思えます。

**石川委員**　そうですか。ありがとうございます。

**牧野委員**　先ほどとちょっと同じところになってしまいますが、杉並区のいじめ防止対策推進基本方針、資料6のやはり6ページですね。(5)の重大事態の対応で、ウのところ、明確化と再発防止と言われるものがしっかりと標題の方に加えられているのですが、こちらの中の文章に再発防止に向けた何か取組が言及されていないというのは、ちょっと気になるなと思っています。

あとは、それについて書いていないのですが、やはり被害を受けた子どもであったり、保護者の方々が願うところというのは、まず事実の究明をすること。それと同時に、再発防止をしてもらいたい。同じことが二度と起こらないようにということは、強く強調されているなと思っているのですが、そういう策定の段階で保護者の方々に入っていただける、参加していただけるということは想定されているのかなということをお伺いしたいなと思います。

**事務局次長**　ありがとうございます。まず、1点目の再発防止策の取組について、言及がされていないと。これは確かに今、私もお話を伺っていて、そのとおりだなと思いました。「等」で受けてしまっているのです。ですから、そこが明確に伝わらないというご指摘だと思いますので、検討させていただいて、前向きに修正を図っていきたいと思っています。

それと、後段にあった再発防止の取組も、当然、検討、調査の重要なテーマの1つだと、もうまさにそのとおりだと思っています。

今日直接の資料提供等はしていませんけれども、27年度のその区立の小学校1校で発生した重大事態の際も、庁内の調査組織でありましたけれども、事実関係の確認とあわせて、再発防止策ということ打ち立てて、それを確実に実行して、この間至っています。

今後もそういう姿勢でおりますので、そこについてはそういうふうやっていくということで、その点の修正も前向きに考えさせていただきます。

保護者との関係ですけれども、この間のそういった重大事態が1件発生したときの経緯も、そういったことを調査組織でまとめて、学校、学校全体として共有して対応を図るときに、やはりその保護者の説明だとか、そういったこともやってまいりました。

時期的に検討の途上でうまく対応できるかというようなこともあるか

と思いますけれども、できる限りそういったことを行って、より実効性のある対策に生かす姿勢というのは欠かせないものだと考えますので、今後、十分留意していきたいと考えます。

**大竹会長** それは先ほど吉岡委員の方からも出てきたところで、再発防止というところも、しっかりと私たちは押さえておかなければいけない。「等」という言葉、日本語はすごく便利なのですけれども、明らかにもうわかることは「等」に含めないで、明文化。しっかり出して、それ以外のところを「等」で入れておいた方がよろしいかなと。わかるところはもう出しておきましょうと。明文化しておいたほうがいいのではないかというので、前向きにご検討を。

ほかの「等」のところも何か探っていただいて、もう外に出せるものはわかるような、少しご検討していただければと思っております。

それ以外のところで、委員の方々、何かありますか。

**石川委員** これはマニュアル、ガイドラインに入れていただきたいとか、そういうことではないのですが、参考までで、次回参考資料として結構なのですけれども、実際に行われているアンケートですね。

それがもちろん「あなたの周りでいじめを見たり、聞いたりしたことがありますか？」とか、そういう項目を入れてつくっていらっしゃると思うのですけれども、小学生向け、中学生向けに、どのようなものを、どのような形で実施しているかというのをきっとこの委員会でも共有しながら、日ごろの取組ということを考えられるといいのかと思いますので、アンケート書式、それからやり方ですね。実施の方法ですね。そんなことも含めながら教えていただけると、またありがたいというふうなことで、ちょっとこれはお願いですけれども。ご質問ではありません。

**済美教育センター所長** マニュアルには、資料の中にアンケートの例を示していますが、実際のアンケートにつきましては、次回ご用意させていただきます。

**石川委員** はい、ありがとうございます。

**大竹会長** それ以外のところで何かございますか。

牧野委員、いっぱい付箋が貼ってありますけど。何か、大丈夫でしょうか。

**牧野委員** 済みません、勉強しないと、と思って勉強してまいりましたが、いじめ対応マニュアルの方ですね。7ページのところにありますが、ス

テップが示されて、非常にわかりやすいのかなと思うのですが、  
国のガイドラインなどでは、ある程度の期間みたいなものですね。こ  
んなものも示されているのですが、こちらの方に、それに縛られる  
ということは、ちょっとよくないのかなと思いますが、少なからず目安  
として、1週間以内にこれはやらなければいけないみたいなものには、  
もうちょっと明示してもいいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

**統括指導主事** そうですね。目安の部分は必要かと思います。

ただ、我々はこのステップで説明するとき、特に例えばステップ1  
とか、ステップ2の部分と言えば、これはもう至急といったところで、  
やっているところもございます。

ただ、我々、学校に対して周知徹底するとき、言っている部分のそ  
の期間というか、そういったものも盛り込めるものがあれば、やはりこ  
ちらの方にも盛り込んでいきたいと、検討させていただきたいと思いま  
す。

**大竹会長** 次長、補足の説明はありますか。

**事務局次長** 我々も十分ではなかったところを幾つかご指摘いただいて、  
この案について、なお精査しなければいけないなど、思っています。

先日、青少年問題協議会が開かれて、この資料を同じようにご説明を  
して、そのときに、当日だけだと不十分なところもあろうかと思い、8  
月10日までに、気付かなかったところとか何かありましたら、事務局  
の方には是非寄せていただいて、それも含めて、総合的に検討して、取  
りまとめていきたいとお伝えしました。委員の皆様にも、追加事項等が  
ありましたら8月10日までにメール等でお知らせいただければありが  
たいと、このように考えます。

**大竹会長** というご発言ですが、牧野委員、大丈夫でしょうか。

**牧野委員** 大丈夫です。

**大竹会長** わかりました。10日までにまた、ほかのところで気づいたと  
ころがあれば、他の委員の方々も、事務局の方にご連絡していただけれ  
ばと思っています。

それでは、2番目の議題でありました「杉並区いじめ防止対策推進基  
本方針及びいじめ対応マニュアルの改定について」は、以上でよろしい  
でしょうか。

(「はい」の声あり)

**大竹会長** ありがとうございます。

それでは本日予定しています議題は以上となりますが、委員の方々、何かございましたらばお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、そろそろ時間となりましたので、この辺で質疑を終わりにしたいと思います。

それでは、事務局からその他連絡事項等があれば、お願いしたいと思います。

**庶務課長** それでは、今回は「平成28年度児童生徒の問題行動調査」、この結果をもとに、いじめの認知件数等の分析を主な議題として、おおむね1月の下旬から2月の中旬のあたりで、開催をさせていただきたいと考えております。

委員の皆様にはおかれまして、また別途日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

なお、先ほど石川委員からもございましたように、こういった資料を次回用意してほしいというリクエストと申しますか、ありましたら、是非それも合わせてご連絡をいただきたいと思いますし、こういった資料が手元にあるので、共有化しようというご提供もありましたら、是非にお願いして、我々も勉強してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

**大竹会長** ありがとうございます。

1つだけ確認なのですが、いろいろな意見が出て、前向きに検討するというようなお話で、検討した内容については、どういう段取りになっているのですかね。

**事務局次長** 今日ご議論いただいた基本方針とマニュアルの関係、これについては、一旦いただいたものを私どもで総合的に検討して、きちんと反映させるべきは反映していきたいと存じます。委員の皆様にはちょっとメールで大変恐縮なのですが、何日か日をとって、最終的なご意見を賜って8月中に確定させ、その後学校と共有を図っていきたいと考えます。

**大竹会長** はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、円滑な進行にご協力をいただき、感謝申し上げます。これもちまして、第1回いじめ問題対策委員会を閉じたいと思います。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございます。